

【公表版】

学校法人昭和大学 御中

平成31年1月18日

中間調査報告書

学校法人昭和大学第三者委員会

平成31年1月18日

学校法人昭和大学 御中

学校法人昭和大学第三者委員会

委員長 榑 原 一 久

委 員 藤 村 和 夫

委 員 山 花 宣 夫

学校法人昭和大学第三者委員会は、実施した調査について報告する。

なお、調査は継続中であり、平成31年度入試の結果も踏まえた上で最終報告書を提出する予定である。

目 次

第1	本報告書について	1
第2	委員会設置の経緯・趣旨	1
1	文部科学省局長による受託収賄事件	1
2	文部科学省による書面調査等	2
3	文部科学省による訪問調査	2
4	大学の記者会見及び大学発表	3
5	文部科学省による中間まとめ	3
第3	第三者委員会の設置	4
1	当委員会設置の目的	4
2	当委員会の構成	4
第4	当委員会の業務	5
1	当委員会と大学との間の確認事項	5
2	日弁連ガイドラインとの関係	5
3	調査方法	5
第5	昭和大学医学部入学試験の概要	6
1	昭和大学医学部入学試験に関する法令及び学内規定	6
2	入学者選抜に関する会議体及び役割等	8
3	入学試験の概要（募集要項による。平成29年度、30年度共通）	10
(1)	入学試験の種別	10
(2)	一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）	10
(3)	大学入試センター試験利用入試（B方式：地域別選抜）	11
4	合否判定方法	11
(1)	募集要項に記載されている出題方針、合否判定基準	11
(2)	一般選抜入試Ⅰ期における合否判定の実際	13
ア	一次試験	13
(ア)	一次試験実施から採点まで	13
(イ)	一次試験の合格者の決定	13
イ	調査書審査	14
ウ	二次試験	14
(ア)	二次試験（小論文、面接）の概要	14
(イ)	二次試験（小論文、面接）の評定方法	15
(ウ)	二次試験合格者の決定	15
エ	繰り上げ合格	16

(3) 一般選抜入試Ⅱ期における合否判定の実際	17
ア 一次試験	17
イ 調査書審査	17
ウ 二次試験	17
エ 繰上げ合格	17
(4) 大学入試センター利用入試における選抜方法の実際	18
ア 一次試験	18
イ 調査書審査	18
ウ 二次試験	18
エ 繰上げ合格	18
5 入学試験選抜の状況	19
第6 昭和大学入試選抜における問題点	21
1 問題点を考える一般的な視点	21
(1) 昭和大学医学部合格者選抜方法を前提とした場合のあるべき公正妥当な方法	21
(2) 【合否基準】について	21
(3) 繰上げ合格者決定のプロセスについて	21
2 現役・一浪受験生に対する加点による優遇措置	22
(1) 現役・一浪受験生に対する加点について	22
(2) 現役・一浪受験生に対する優遇措置の是非	22
3 同窓生の子女に対する優遇措置	24
(1) 同窓生子女優遇の事実	24
(2) 同窓生子女に対する優遇措置の是非	24
4 性差による合格率の違いについて	25
(1) 合格率の男女差	25
(2) 試験別の男女受験者数、男女合格者数、男女合格率	26
(3) 男女の合格率の差異について	27
(4) 各試験における合格者選抜の検証	27
ア 大学入試センター利用試験（地域別）選抜の検証	27
(ア) 一次試験について	27
(イ) 二次試験について	28
イ 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の一次試験選抜の検証	29
(ア) 平成30年度Ⅰ期	29
(イ) 平成30年度Ⅱ期	29
(ウ) 平成29年度Ⅰ期	29
(エ) 平成29年度Ⅱ期	29
ウ 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の二次試験選抜の検証	30

(ア) 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の二次試験における各分布	30
(イ) 平成30年度及び29年度の各Ⅰ期二次試験選抜の検証	31
A 繰上げ合格者を除くⅠ期の正規合格者の選抜方法について	31
B Ⅰ期の繰上げ合格者選抜について	31
(ウ) 平成30年度及び29年度各Ⅱ期二次試験選抜の検証	33
A 繰上げ合格者を除くⅡ期の正規合格者の選抜について	33
B Ⅱ期の繰上げ合格者選抜について	34
(5) 男女差に関する検証の結論	35
5 その他不明確な理由による不合格者について	36
第7 提言	37
1 現役、一浪加点の廃止	37
2 これまで行われてきた同窓優遇の廃止	37
3 繰上げ合格における公平な取り扱いの徹底と繰上げ合格の透明化	37
4 その他差別的取り扱いの廃止	38
5 現時点の調査結果に基づく不利益を受けた受験者に対する救済策	38
6 追加合格者及び追加合格者数	38
(1) 加点による優遇措置が取られなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討	38
ア 平成29年度一般選抜入試Ⅰ期	38
イ 平成29年度一般選抜入試Ⅱ期	39
ウ 平成30年度一般選抜入試Ⅰ期	39
エ 平成30年度一般選抜入試Ⅱ期	40
(2) 同窓生子女に対する優遇措置がなされなかった場合の追加合格の検討	40
ア 平成29年度一般選抜入試Ⅰ期について	41
イ 平成29年度一般選抜入試Ⅱ期について	41
ウ 平成30年度一般選抜入試Ⅰ期について	41
エ 平成30年度入試選抜入試Ⅱ期について	42
(3) その他不明確な理由による不合格者について	42
(4) 結論	42

第1 本報告書について

昭和大学医学部は、平成30年11月7日、昭和大学医学部入試選抜に関する第三者委員会を設置した。当委員会は、昭和大学医学部における過去の入学試験において、公正かつ妥当な方法によって入学者の選抜が行われたか否かを明らかにし、公正性、妥当性に欠ける入学者選抜方法が取られていた場合にはその是正と適切な対応をおこなうよう大学側に提言し、もって不公正な取り扱いを受けた受験生の救済と公正かつ妥当な入学者の選抜が実現されることを目的とすることとした。

当委員会設置時において既に、①一般選抜Ⅱ期入学試験において補欠者から昭和大学同窓子女を優先的に合格させた事実、②二次試験（面接・小論文・調査書による総合評価）の複数ある調査書項目の一つとして現役受験生、一浪受験生に対する加点を行った事実が明らかとなっており、当委員会はこれらについての更なる調査を行うと共に他に公正性、妥当性に欠ける入学者選抜方法が取られていないか否かについても調査することとした。調査対象期間は、平成25年度入試から平成30年度入試とし、不公正な取り扱いを受けたと考えられる受験生に対する救済策の助言と平成31年度入試の検証も当委員会で行うこととしている。

しかしながら、平成31年度入試が迫っており、平成31年度入学試験における公正妥当な選抜方法への是正と受験者への周知などの必要があることから、まず本報告書で平成31年度入試に影響が大きいと思われる平成29年度及び平成30年度入試に関し、上記①②及びその他の公正性、妥当性に欠ける入学選抜方法についての調査と救済策の助言について報告することとした。本報告書はあくまでも中間的な報告であり、平成28年度以前の入試の問題点なども含めた最終的な報告書は改めて調査完了後に提出する予定である。

また、本報告書においては、平成31年度入試における公正妥当な選抜方法への是正の提言を行っているが、平成31年度入試においてこの提言を踏まえた公正妥当な選抜が行われたか否かについての検証も今後行う予定である。

なお、本報告書は、現時点において入手した資料等に基づくものであり、今後当委員会の調査により新たな事実等が判明した場合には修正ないし追加の可能性がある。

第2 委員会設置の経緯・趣旨

1 文部科学省局長による受託収賄事件

平成30年7月4日、東京地検特捜部は、当時文部科学省科学技術局・学術政策局長であった佐野太氏を受託収賄の被疑事実で逮捕し、同時に当時医療コンサルティング会社役員であった谷口浩司氏を同幫助の被疑事実で逮捕した。

その直後から、上記事件の贈賄者が東京医科大学の関係者であるとの報道が続き、これに対し、東京医科大学では、内部調査委員会及び第三者委員会を設け、その調査報告

書がそれぞれ公にされている（内部調査委員会の報告書が同年 8 月 6 日付け、第三者委員会の第一次調査報告書が同年 10 月 22 日付けである）。

2 文部科学省による書面調査等

上記 1 の事件を契機として、文部科学省が、医学部医学科を置く全国の国公立大学に書面調査を行うこととなり、同年 8 月 10 日付けで「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査について（調査依頼）」なる文書により調査依頼がなされた。

この調査において、昭和大学（以下「大学」という。）は、「3. 入学選抜の詳細な実施状況について」における以下の各問いに対して、一般入試・推薦入試のいずれについても、すべて「いいえ」と回答していた。

- (1) 特定の受験者に対して、募集要項等での事前説明のない特別な加点等を行ったことはありましたか。
- (2) 性別により合否判定に至る取扱いに差異を設けたことはありましたか。
- (3) 年齢により合否判定に至る取扱いに差異を設けたことはありましたか。
- (4) 性別・年齢以外の受験者の属性により合否判定に至る取扱いに差異を設けたことはありましたか。
- (5) 上記の他に、募集要項や学内規程・マニュアル等に定めていない採点・合否判定の手続を行うことはありましたか。

そして、この調査結果をとりまとめたものが、文部科学省から「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について」として、同年 9 月 4 日に公表されたが、そこでは、「特定の受験者に対して、特別な加点等を行ったとの大学からの回答はありませんでした。」とされていた。

3 文部科学省による訪問調査

上記 2 の書面調査を受けて、大学にも訪問調査が 2 回行われた（1 回目は 9 月 14 日、2 回目が 9 月 28 日）。

そして、2 回目の調査において、文部科学省から、上記 2 の書面調査で大学が提出した回答書と訪問調査の結果とを照らし合わせたところ、次の 3 点について回答書と実態とが異なっているとの指摘を受け、説明を求められた。

- ① 年齢による合否判定の際の有無について、書面調査では「なし」と回答しているが、訪問調査での確認の結果、調査書配点基準（調査書委員会資料 医学部選抜試験（二次）調査書配点基準）に、現役 10 点、一浪 5 点加点が明記されている点。
- ② 特定の受験者に対して、募集要項等で事前説明のない特別な加点は行っていないとの回答であったが、選抜Ⅱ期において、補欠対象者の中で二次試験順位下位から 4

名の合格を出した点。

③ 補欠繰上げの実施状況が不透明な点。

これに対し、学部長からなされた回答・説明が必ずしも十分なものではなかったことから、文部科学省（高等教育局大学振興課大学入試室長）から、大学が自主的に事実を調査し、追加合格をするのかしないのか、（不利益を被った受験者に対する）賠償はあるのかどうか、次の入試でどのようなことを変えるのかを検討し、それを社会に報告することが大事ではないかと促され、文部科学省に対しては、現役・一浪受験者に対する加点、Ⅱ期の合格の出し方については何時からこういうことをやっていたのか、対象者が何人いるのか、どうしてこういうことをやっていたのかを報告すべき旨求められた。

4 大学の記者会見及び大学発表

上記3における文部科学省による促しに基づいて、同年10月15日に大学は記者会見を催し、学長及び学部長が出席した。

その場で、大学は、現役・一浪受験者に対し、二次試験の調査書の得点につき各10点、5点を加点していた事実、同窓子女の受験者に対して優遇措置を施していた事実を明らかにした上で、今後の取り組みについて以下のように述べている。

- (1) 平成31年度入試より調査書評価項目から現役受験生・一年浪人受験生への加点に関する項目を削除する。
- (2) 平成31年度一般選抜Ⅱ期入学試験において、募集定員20名のみを合格者とする。
- (3) 不利益を被った受験生には誠実に対応していく。
- (4) 第三者委員会を設置する。

5 文部科学省による中間まとめ

文部科学省は、同年10月12日までに30大学の訪問調査を終えた段階で、同年10月23日付けで「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の中間まとめ」を公表し、そこで、以下のように、不適切である可能性の高い事案、疑惑を招きかねない事案を明らかにすると同時に、入学者選抜の公正性についても言及している。

(1) 不適切である可能性の高い事案

- ① 調査書や出願時の書類等を審査して評価する際に、現役生等には加点し多浪生には加点しないなど、属性によって取扱いに差異を設けているとみられる事例。
- ② 合否判定の際に、学力検査での得点が同等でも、多浪生や女性は面接試験等でより高い評価を得ないと合格とされない場合があるなど、年齢や性別等の属性によって取扱いに差異を設けていると見られる事例。
- ③ 合否判定の際に、学力検査や面接試験等の総合得点の順番に沿って合格とすることを原則としつつも、同窓生の子等の特定の受験者については合格圏外であって

も合格させているとみられる事例。

- ④ 補欠合格者への繰上合格の連絡の際に、学力検査や面接試験等の総合得点の順番に沿って連絡するのではなく、より下位の特定の受験者に先に連絡をしているとみられる事例。

(2) 疑惑を招きかねない事案

- ① 出願書類において、保護者や家族の氏名・職業・出身校を記入させた上で、面接試験においても、家庭環境や経済状況について詳細に質問している事例。
- ② 補欠合格者からの繰上合格が例年多数になるにもかかわらず、教授会や入試委員会等で正式に合否判定がなされるのは、正規合格者についてのみであり、補欠合格者の決定や繰上合格の手続が学長、学部長、入試委員長又は入試課長などの一部の教職員に一任されており、その顛末や手続の公正性を証明する資料や記録が残されていない事例。
- ③ 合否判定は総合得点の順位のみによって行うとしているにもかかわらず、合否判定資料に受験者の氏名・年齢・性別・出身校・備考（同窓生・教職員）等の情報が記載されている事例。
- ④ 面接試験において、多浪生については現役生より慎重に検討して評価することなど、年齢による取扱いの差異をマニュアル上容認している事例。
- ⑤ 入学者選抜業務を行うための組織体制や責任者の選出に係る規程が準備されておらず、一部の教職員が属人的に後任者を指名したり、協力を依頼したりする運用が行われている事例。

第3 第三者委員会の設置

以上の経緯を経て、大学においても第三者委員会を設置することとし、同年11月7日、「昭和大学医学部入学選抜に関する第三者委員会」（以下「当委員会」という。）が設置され、3名が委員に就任した。

1 当委員会設置の目的

当委員会は、大学医学部における過去の入学試験において、公正かつ妥当な方法によって入学者の選抜が行われたか否かを明らかにし、公正性、妥当性に欠ける入学者選抜方法が採られていた場合にはその是正と適切な対応を行うよう大学側に提言し、もって、不公正な取り扱いを受けた受験生の救済と公正かつ妥当な入学者の選抜が実現されることを目的として設置される。

2 当委員会の構成

当委員会を構成する委員は、以下の3名である。

委員長 榊原一久弁護士（司綜合法律事務所）
委員 山花宣夫弁護士（リーガルキュレート綜合法律事務所）
委員 藤村和夫教授（日本大学法学部）

第4 当委員会の業務

1 当委員会と大学との間の確認事項

上記第3で述べたように、同年11月7日、当委員会が設置され、同時に、当委員会と大学との間で「昭和大学医学部入学選抜に関する第三者委員会設置に関する確認書」を取り交わし、これに基づき、当委員会は以下の業務を行う。

- (1) 文部科学省より適切でない評価基準・方法との指摘を受けた事柄（①一般選抜入試Ⅱ期試験において補欠合格者のうちから同窓子女を優先的に合格させた事案、②二次試験（面接・小論文・調査書による総合評価）において、複数ある調査書項目の一つとして現役受験生・一年浪人受験生に対する加点を行った事案〔それぞれ平成25年度～同30年度を調査対象期間とする〕）に関する調査・検討。
- (2) (1)により不公正な取扱を受けたと考えられる受験生に対する救済策についての助言。
- (3) 平成31年度入試が公正妥当に行われたか否かの検討。
- (4) その他、特に指摘すべき事項があれば、指摘する。

2 日弁連ガイドラインとの関係

当委員会は、平成22年7月15日付け日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（同年12月17日改訂）に準拠して設置され、活動するものであり、同ガイドラインで定める第三者委員会に該当する。また、当委員会は、大学との間で、原則として上記ガイドラインに準拠して本調査を行うことを合意している。

3 調査方法

(1) 関係資料の調査

昭和大学より調査に関する資料及びデータの提供を受け、その内容を精査した。適宜追加資料の提出も求め、提出を受けた上で調査にあたっている。

(2) ヒアリング

昭和大学の関係者に対してヒアリングを複数回行い、事実関係の確認、資料の説明等を求めている。

(3) 調査の前提事項

当委員会の調査は以下の事項を前提としている。

- ① 昭和大学より提出された資料及びデータは真正なものであり、内容には虚偽がないこと。
- ② 当委員会の見解は報告書作成時までの調査の結果であり、今後調査の結果変更する可能性があること。
- ③ 本報告書は、その目的に従って昭和大学において参考とされるものであつて、その目的以外に利用されるものではないこと（ただし、社会に公表することを妨げるものではない）。
- ④ 本報告書は昭和大学及びその関係者の民事上、刑事上の法的責任を追及するものではないこと。

第5 昭和大学医学部入学試験の概要

1 昭和大学医学部入学試験に関する法令及び学内規定

- (1) 大学における学生の入学については、学校教育法第93条第2項第1号において、学長が決定するにあたり教授会が意見を述べるものとされており、学校教育法施行規則第67条においても、教授会の議を経て学長が定めるとしている。これらは、教授会の役割明確化を図るために平成26年の学校教育法改正により加えられた規定である。また、学校教育法施行規則第4条第1項第6号で、入学に関する事項は学則の必要的記載事項とされている。

入学者の選抜に関する準則としては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする」との規定がある。

- (2) これらを受けて、昭和大学学則第24条以下で「入学、退学、休学及び転入学等」について規定され、入学者選考については、以下の定めがある。

(入学の出願)

第27条 入学志願者は、本学所定の入学願書に必要事項を記入の上、調査書、若しくは成績証明書及び卒業（見込）証明書（大学入学資格検定合格者は合格成績証明書）に入学検定料を添えて願出するものとする。

2 入学検定料については、別表(3)に定める。

(入学者選考)

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

また、医学部教授会規程で、教授会の審議事項の一つとして以下の定めがある。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学につき学長が決定するに当たり、その資格について意見を述べる事項

以下 (略)

(3) そして、入学者選抜に関わる規則として、「医学部入学試験常任委員会規則」が定められており、同規則に基づき、入学試験常任委員会及び小委員会等の入学者選抜に関する会議体が設置されている。

(4) アドミッションポリシー（入学者の受入れに関する方針）

学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号で定めることとされている医学部アドミッションポリシーは以下のとおりである。

【平成30年度】

本学の理念である「国民の健康に親身になって尽くせる臨床医」を養成するために、医学部のカリキュラムを修得し、人間性を育むことができる資格をもった人を求めます。

1. 医学を学ぶ目的意識が明確で、医学を志す情熱に満ち溢れ、自ら求めて学び、努力できる人
2. 人間や社会の多様性を理解し、自らと異なる価値観や意見を尊重できる人
3. コミュニケーション能力に富み、他者・弱者の立場で考え、国際社会の中で行動できる人
4. 地域での医療に興味を持ち、将来地域医療の担い手として活動できる人（特に地域別選抜）
5. 初年次の寮生活や学部連携教育カリキュラムを他学部学生と楽しく、充実できる人
6. 英語、数学、理科、文章表現で、一定以上の学力を有する人

【平成29年度】

昭和大学医学部は、「至誠一貫」の精神のもと、真心と情熱をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する医師の育成」を教育目標としています。建学の理念、教育目標に則り、医系総合大学の利点を生かした特色ある教育システムを通じて、優れた臨床医、研究分野にも秀でた医師の育成を目指しています。

◆次のような医師を育てます。

1. 高い倫理性と温かい人間性を備えた医師
2. 質の高い患者本位のチーム医療を実践できる医師
3. 高い問題解決能力を身につけ、生涯にわたり日々研鑽できる医師
4. 国際水準の医学を常に意識し、最新の医療が実践できる医師
5. 地域医療の担い手として地域の健康増進と福祉に寄与できる医師

◆次のような受験者を求めます。

1. 医学を学ぶ目的意識が明確で、自ら求めて学び、努力のできる人
2. 調和のとれた豊かな人間性と偏らない判断力を備えた人
3. コミュニケーション能力に富み、他者・弱者の立場で考え、行動できる人
4. 地域での医療に興味を持ち、将来地域医療の担い手として活動できる人（特に地域別選抜）
5. 1年次の寮生活を他学部学生と楽しく、充実した共同生活にできる人
6. 英語、数学、理科（物理、化学、生物）で、一定以上の学力を有する人

2 入学者選抜に関する会議体及び役割等

（1）常任委員会規則に基づく昭和大学医学部の入学者選抜に関する会議体及びその役割をまとめると、次表のとおりとなる。

会議体	役割	構成員
常任委員会	入学者選抜試験の円滑な実施 学生募集及び入学者選抜等に関する事項の審議	医学部長（委員長） 医学部教授会から選出された教授又は准教授 6名 富士吉田教育部教授会から選出された教授又は准教授 1名 学事部入学支援課長
小委員会	規則上以下の小委員会が設けられることとなっている。 (1)出題採点委員会 (2)面接・小論文審査委員会 (3)調査書審査委員会 (4)庶務委員会	常任委員会のもとに置く

	(5)センター試験実施委員会			
第一次選抜委員会	入学試験第一次合格者の選定	常任委員会規則第7条	学長 常任委員会委員	常任委員会規則第7条
第二次選抜委員会	入学試験第二次合格者の原案作成	常任委員会規則第8条	学長 常任委員会委員	常任委員会規則第8条
教授会	入学試験第二次合格者の審査 学生の入学につき学長が決定するに当たり、その資格についての意見陳述	常任委員会規則第8条 教授会規程第4条第1項第1号	学長及び教授	教授会規程第2条

(2) 教授会以外の入試業務に携わる委員等の区別、役割、構成の詳細は次表のとおりとなっている。

委員	役割	構成
常任委員	常任委員会規則の定めと同じ	学長 医学部長（常任委員長） 医学部教授（基礎系）3名 医学部教授（臨床系）3名 富士吉田教育部教授 1名 学事部入学支援課長
面接・小論文委員	二次試験当日の小論文審査、面接審査の試験場統括	医学部教授 （委員長1名、副委員長2名、委員6名）
調査書委員	調査書審査	医学部教授 （委員長1名、副委員長2名、委員15名）
一次試験出題委員	一次試験問題作成・試験当日の入試問題への質問対応・一時試験問題採点	各科目2名ずつ。合計10名 採点補助数名
選抜Ⅰ期一次試験本部オブザーバー	Ⅰ期一次試験東京試験場での常任委員の補佐。別室試験場試験監督業務	医学部教授 5名
事務	入試運営事務全般	学事部長 入学支援課 6名

3 入学試験の概要（募集要項による。平成29年度、30年度共通）

（1）入学試験の種別

一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）及び大学入試センター試験利用入試（B方式：地域選抜入試）がある。

（2）一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）

ア 概要

○募集人員98名

Ⅰ期 78名（上位合格者78名は特待制度として初年度授業料を免除する）

Ⅱ期 20名

○ 選抜方法

（ア）調査書

（イ）一次試験（学力試験）

（ウ）二次試験（小論文・面接）※一次試験合格者

○ 試験日

一次試験（学力試験）Ⅰ期 平成30年1月下旬

Ⅱ期 平成30年3月上旬

二次試験（小論文面接）Ⅰ期 平成30年2月上旬

Ⅱ期 平成30年3月上旬～中旬

イ 一次試験（Ⅰ期・Ⅱ期共通）

一次試験は記述式の学力試験であり、試験科目は次表のとおり。

教科	科 目	配点
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、コミュニケーション英語Ⅲ、英語表現Ⅰ、英語表現Ⅱ	100点
数 学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ 数学A、数学B	100点
理 科	物理（物理基礎・物理）、化学（化学基礎・化学）、 生物（生物基礎・生物）の3科目から2科目を選択回答	200点

ウ 二次試験（Ⅰ期・Ⅱ期共通）

一次試験合格者が二次試験の受験資格を有し、小論文60分の試験の後、続けて面接試験を行う。

(3) 大学入試センター試験利用入試 (B方式：地域別選抜)

ア 概要

○募集人員 12名 (各地域2名)

※上位合格者 12名 (各地域2名) は初年度授業料免除

○選抜方法

(ア) 調査書

(イ) 一次試験 (学力試験)

大学入試センター試験により行う。

(ウ) 二次試験 (小論文・面接) ※一次試験合格者

○試験日

一次試験 大学入試センター試験 (1月中旬)

二次試験 2月中旬

イ 一次試験

大学入試センター試験の次表の教科・科目を受験する。

教科	科 目	配点
国語	国語	200点
地理歴史	地理歴史 (世界史 A、世界史 B、日本史 A、日本史 B、 地理 A、地理 B)、公民 (「現代社会」、「倫理」、「政治・ 経済」、「倫理、政治・経済」) から 1 教科 1 科目	100点
公民		
理科	物理、化学、生物から 2 科目	200点
数学	数学 I・数学 A と 数学 II・数学 B	200点
外国語	英語 (リスニングを含む)	200点

ウ 二次試験

一次試験合格者が二次試験の受験資格を有し、小論文 60 分の試験の後、続けて面接試験を行う。

4 合否判定方法

(1) 募集要項に記載されている出題方針、合否判定基準

募集要項に記載されている出題方針、合否判定基準は以下のとおりである。

◆次のような入学試験を実施します。

【一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）】

1. 一次試験科目の出題方針：

高等学校学習指導要領に則り、基本的、標準的問題を中核として、基礎学力と応用力を測る問題を含め、医学、生命に関連する問題など幅広い分野から出題します。

2. 一次試験合否判定基準：

英語、数学、理科（物理、化学、生物から二科目選択）の得点総計（400点満点）が一定水準以上の人を一次試験合格とします。

3. 二次試験科目の出題方針：

小論文と面接試験により行います。

●小論文：社会的関心事、医療・医学の関心事についての問題提起を行い、これに対する受験者の考え方を問う問題です。科学の基礎知識や高い倫理感、問題文の読解力、および自分の考えを明解な分かりやすい文章とする表現力を評価します。

●面接試験：本学で医学を学ぶにあたっての動機や意欲のほか、社会に向き合う態度、基本的なコミュニケーション能力、医学に対する熱意と情熱、個性や才能を評価します。

4. 二次試験合否判定基準：

一次試験合格者の中から、二次試験科目である小論文、面接試験を重視し、さらに調査書から推測される日常活動を考慮して総合的に判定します。上位合格者を決定すると同時に補欠（繰上げ）合格候補者も決定します。

【大学入試センター試験利用入試（B方式：地域別選抜入試）】

1. 一次試験科目の出題方針：

センター試験の試験要領に則ります。

2. 一次試験合否判定基準

英語（リスニングを含む）、数学、理科（物理、化学、生物の中から二科目を選択）に、国語、地理歴史・公民（「世界史」、「日本史」、「地理」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」の中から一科目を選択）を含めた基本的な科目の得点総計（900点満点）が一定水準以上の人を合格とします。

3. 二次試験科目の出題方針：

小論文と面接試験により行います。

●小論文：社会的関心事、医療・医学の関心事についての問題提起を

行い、これに対する受験者の考え方を問う問題です。化学の基礎知識や高い倫理感、問題文の読解力、および自分の考えを明解な分かりやすい文章とする表現力を評価します。

- 面接試験：本学で医学を学ぶにあたっての動機や意欲のほか、社会に向き合う態度、基本的なコミュニケーション能力、個性や才能、医学に対する熱意と情熱を備えているかを評価する面接を行います。また、本選抜は地域枠という特性から、出身地の医療や社会状況、出身地での将来的な医療貢献についても質問します。

4. 二次試験合格否判定基準：

一次試験合格者の中から、小論文、面接試験を重視し、さらに調査書から推測される日常活動を考慮して総合的に判定します。上位合格者を決定すると同時に補欠（繰上げ）合格候補者も決定します。

(2) 一般選抜入試Ⅰ期における合格判定の実際

ア 一次試験

(ア) 一次試験実施から採点まで

一次試験は1月下旬に行われ、一次試験終了後、科目ごとに解答用紙の数合わせを行い試験場毎にまとめる。その際、受験番号・氏名が採点者にわからないように台紙で目隠しをして紐で綴る。

常任委員の出題担当者と事務が立ち会い、専用車で昭和大学旗の台キャンパス内の採点会場（会議室）に解答用紙を搬送する。

採点会場では、台紙で目隠しをしたまま出題担当者と採点補助者が常任委員立会いの下で採点する（採点期間約3日）。採点結果はダブルチェックの上で常任委員、出題委員の立会いの下、事務が得点をシステムに入力し、出題委員全員で解答用紙と入力した得点表の読み合わせを行い、受験番号と得点のみ記載されている順位表を作成する。

(イ) 一次試験の合格者の決定

(ア) のとおり作成された順位表を基に、入試常任委員9名と学長で一次試験の選抜を行う。科目の合計点数で判定し、過去年度の合格最低点と過去年度の合格者及び繰り上げ合格者数を参考に合格者を決定する。例年Ⅰ期の一次試験合格者数は550名～650名となっている。

事務が一次試験の合否結果をシステムに入力し、合格者リストを印刷する。合格者リストと選抜資料との突き合わせを行った上で、合格者リストを基に一次試験合格者の願書及び調査書を抜き出し箱に収めて金庫へ保管する。一次試験不合格者の願書及び調査書も別の箱に収めて別の金庫に保管する。

合格者リストを基に合格掲示を作成し、チェックの上で、昭和大学正面掲示板及びホームページにて発表する。一次試験合格発表は1月末頃である。

イ 調査書審査

一次試験合格発表と同時に昭和大学会議室に調査書委員が集まり、二人一組で一次試験合格者の願書及び調査書をチェックし、点数化する。

点数化は「調査書配点基準」に基づいて行われている。調査書配点は最高点が50点とされ、卒業年度、内申書、授業の出席状況、高校での活動に分けてそれぞれの状況に応じて加点数が定められている。

卒業年度の加点については、現役＝10点（外国留学で1年遅れた場合も含む）、一浪＝5点が加点され、2浪以上は加点0点である。

高校での活動については、運動系クラブ活動、文科系クラブ活動、語学検定等、社会活動等、医療関係資格、その他とカテゴリー分けされ、そのカテゴリー毎に種目や種類が詳細に分類され、さらに実績の高低に応じて細分化した配点が設けられている。

点数化した調査書の評定結果は、事務がシステムに入力し、常任委員が印刷した一覧表をチェックする。

ウ 二次試験

（ア）二次試験（小論文、面接）の概要

一般選抜入試Ⅰ期の二次試験は2月上旬に受験者集団を2つにわけて2日間行われる。受験者は1時間小論文を作成した後に面接を受けて終了となる。

面接は、医学部の教授もしくは准教授、富士吉田教育部の教授もしくは准教授が二人一組で担当する。面接担当官は2～3班に分けてそれぞれ二人一組の面接官の組み合わせを10組前後作り、一組の面接官が12名の受験者に面接する。

小論文は面接の対象となる受験者のものを二人の面接官がそれぞれ評価するが、その評価はお互いに影響しないようにバラバラに評価する。面接試験も面接自体は二人一組で実施するが、評価はお互い影響しないようにバラバラに評価する。

(イ) 二次試験（小論文、面接）の評定方法

A 小論文の評定

小論文の総合評価はAからEまでの5段階で行い、Eは不合格。受験者の相対評価でA～Dは必ずつけることとし、一組12名の受験者の面接を行った場合のA～Dそれぞれの人数の目安が提示されている。

評定表には受験者ごとに総合評価A～Eの記載のほか、特記事項欄、複数の評価ポイント毎の評価チェック欄とそのコメント欄が設けられている。

B 面接の評定

面接の評定に関しては、面接官向けの「入学試験面接手引き（全学部共通）」が用意され、小論文・面接の実施ならびに評価についての説明会が直前に行われている。

「入学試験面接の手引き（全学部共通）」には、評価方法、質問の実際、面接における注意点、面接評価基準などが記載されており、総合的な人物評価を重視しているように思われる。総合評価は、小論文と同じくA～Eの5段階で行い、Eは不合格とされている。また、受験者の相対評価でA～Dは必ずつけることとし、一組12名の受験者の面接を行った場合のA～Dそれぞれの人数の目安が提示されている。

評定表も小論文と類似のものが用意されており、受験者ごとに総合評価A～Eの記載のほか、複数の評価ポイント毎の評価チェック欄、特記事項欄が設けられている。

C 集計

小論文、面接それぞれの評定表については面接・小論文委員が、A～Dの分布、二人の面接官の評価の乖離などを確認し、常任委員の立会いのもとで事務がシステムに入力し、常任委員が印刷した一覧表をチェックする。

その上で、調査書、小論文、面接の評価を学力試験の成績に加えて総合点を算出し、総合点で順位をつけ、学力試験の合計点、調査書、小論文、面接の評価とその点数を記載した総合順位順の一覧表を作成する。

(ウ) 二次試験合格者の決定

総合順位順の一覧表を基に、入試常任委員9名と学長で二次試験合格者の選抜を行う。

学力試験、調査書、小論文、面接の各点数の総合計の上位者から順番に合格者とし、合格者以外を補欠（繰上げ）合格候補者とするのを基本とするが、最終的に合否を判断する際の【合否基準】が設けられている。この【合否基準】では、欠席者、途中退場者を『不合格』とするほか、小論文、面接で評価が著しく低い者については、『不合格』ないしは後順位の『補欠者』とし、また調査書の欠席

日数が合理的理由なく一定数以上に多い場合も合否に影響するものとされている。

この【合否基準】を加味して総合的に合否を判定するものとされており、まず、①Ⅰ期の特待合格者78名を選抜し、②補欠（繰上げ）合格候補者も選抜する。①の特待合格者78名以外で不合格のもの以外はすべて②の補欠（繰上げ）合格候補者となるが、例年78名の特待合格者の多くが入学を辞退するため、③第1回目の繰上げ合格者数も同時に決定する。

特待合格者78名、補欠（繰上げ）合格候補者、不合格者、欠席者の別に願書を振り分け、チェックをした後に合格証や掲示資料を用意する。最終的には教授会による入試結果の審議と承認を得た上で学長による承認を受け、特待合格者78名と補欠（繰上げ）合格候補者を発表する。特待合格者78名には合格証と入学手続き書類を送付する。

また、①のⅠ期の特待合格者78名、②の補欠（繰上げ）合格候補者の発表日に、常任委員が補欠（繰上げ）合格候補者のリストと願書を見ながら、補欠（繰上げ）合格候補者に架電して入学の意思の確認を行い、入学の意思がある場合には、③で決定した合格者数の繰上げ合格者を決定する。

なお、掲示とホームページによる発表は特待合格者78名と補欠（繰上げ）合格候補者について行い、第1回目の繰上げ合格者については合格発表日に合格証と入学手続き書類を送付する。

エ 繰り上げ合格

特待合格者78名のうち多くが入学辞退することから、補欠（繰上げ）合格候補者の中から繰上げ合格者を決定する。このうち、第1回目の繰上げ合格者は、上記のとおり、2月上旬の特待合格者78名の合格発表日に決定している。

その後、特待合格者や繰上げ合格者から入学辞退者が出てくるが、3月上旬に国立大学の合格発表と入学時納入金の分納期限が来ることから、その頃には辞退者数が相当数に昇り、入学者が募集定員に足りない状況となる。そこで、補欠（繰上げ）合格候補者の中から第2回目以降の繰上げ合格者を決定することになるが、その方法は以下のとおりである。

医学部長及び常任委員数名と入学支援課事務が医学部長室に集まり、補欠（繰上げ）合格候補者のリストと願書を見ながら、補欠（繰上げ）合格候補者に架電して入学の意思の確認を行い、入学の意思がある場合には繰上げ合格とし入学手続き書類を送付する。架電する補欠（繰上げ）合格候補者の順番は、基本的に総合順位上位者からとしているが、二次試験の小論文、面接の結果や欠席日数なども参考にしている。架電は願書に記載のある4つの電話番号に架電するが、つながらない

場合は次の候補者に架電する。つながらなかった補欠（繰上げ）合格候補者については、後日再度架電している。

おおむね以上のような方法で繰上げ合格者の決定を行うが、入学者が募集定員に達するまで、3月中旬以降数回（数日）行っており、一般選抜入試Ⅱ期や大学入試センター利用入試（地域別）の繰上げ合格者決定の架電も並行して行っている。

このような方法により繰上げ合格者を3月末日までに逐次決定し、募集人員を若干名超える入学者になるのが例年の状況である。

なお、特待合格者決定時の教授会において、繰上げ合格者の決定は入試常任委員会に一任することが承認されている。

（3）一般選抜入試Ⅱ期における合否判定の実際

ア 一次試験

一次試験は3月上旬に行われるが、一次試験入試の実施から採点、合格者の決定のプロセスは一般選抜入試Ⅰ期と同様である。

例年Ⅱ期の一次試験合格者数は100人～150人となっている。

イ 調査書審査

一次試験合格者の決定後に行われる調査書審査もⅠ期の場合と同様の方法で行われる。

ウ 二次試験

二次試験についても、Ⅰ期と同様の方法で実施され、評定や合格者決定も同様の方法で行われている。【合否基準】も同様である。

Ⅱ期については、募集人員20名の合格者と補欠（繰上げ）合格候補者をⅠ期と同様の方法で3月中旬に決定して発表する。

エ 繰上げ合格

Ⅰ期については、合格発表日に繰上げ合格者も決定していたが、Ⅱ期については合格発表日に繰上げ合格者を決定していない。Ⅰ期と比較すると辞退者が少ないためと思われるが、それでも辞退者が出て募集人員を満たさない状況となるため、随時架電する方法により繰上げ合格者を決定している。繰上げ合格者を決定する方法はⅠ期と同様であり、架電も3月下旬の1週間程度の間回数（数日）行っており、3月末までに繰上げ合格者を確定している。

繰上げ合格者の決定についても、Ⅰ期と同様に教授会において入試常任委員会に一任することが承認されている。

(4) 大学入試センター利用入試における選抜方法の実際

ア 一次試験

大学入試センター試験を一次試験としており、大学入試センター試験結果の提供を受け、6地域に分類して成績順に並べた一覧表を作成する。

常任委員9名と学長で大学入試センター利用入試の一次試験選抜を行うが、これは一般選抜入試Ⅰ期の一次試験の選抜と同じ機会に行っている。6つの地域ごとに、過去年度の合格最低点と、過去年度の合格者及び繰り上げ合格者数を参考に合格最低点を決め、合格者を決定する。

一次試験の合格者の決定は一般選抜入試Ⅰ期の合格者の決定と同じ機会に行っているが、合格者の発表は、一般選抜入試Ⅰ期の合格者の発表の翌日に設定している。

イ 調査書審査

一般選抜入試Ⅰ期の一次試験合格発表直後に一般選抜入試Ⅰ期の調査書審査を行っているが、同時に大学入試センター利用入試の調査書審査も行っている。

調査書審査の方法は、一般選抜入試Ⅰ期と同様である。

ウ 二次試験

一般選抜入試Ⅰ期とは別に2月上旬から中旬頃に1日で行っている。

一般選抜入試Ⅰ期Ⅱ期と同様の方法で実施され、評定や合格者決定も同様の方法で行われている。

大学入試センター試験の合格者は、6つの地域で各2名ずつ、地域別の総合順位上位の者から合格とするのを基本とするが、【合否基準】を加味して合格者を選抜していることも一般選抜入試Ⅰ期Ⅱ期と同様である。

エ 繰り上げ合格

合格発表日に補欠（繰り上げ）合格候補者を発表していることは一般選抜入試Ⅰ期と同様である。

6つの地域別で各2名ずつという合格枠であるが、辞退者が出るため、繰り上げ合格を随時行っている。繰り上げ合格者の決定方法は一般選抜入試Ⅰ期Ⅱ期と同様に架電による入学意思の確認の方法によっている。

5 入学試験選抜の状況

●平成30年度入学試験の結果（募集人員110名）～詳細は【別紙1】のとおり

（1）選抜試験Ⅰ期（募集人員78名）

ア 一次試験

志願者数：3490名（男性2203名、女性1287名）

受験者数：3308名（男性2081名、女性1227名）

合格者数：550名（男性349名、女性201名）

イ 二次試験

志願者数：550名（男性349名、女性201名）

受験者数：519名（男性327名、女性192名）

合格者数：272名（男性191名、女性81名）

手続者数：177名（男性123名、女性54名）

入学者数：80名（男性56名、女性24名）

（2）センター試験利用B方式（地域別選抜）：募集人員12名

ア 一次試験

志願者数：426名（男性208名、女性218名）

受験者数：426名（男性208名、女性218名）

合格者数：132名（男性71名、女性61名）

イ 二次試験

志願者数：132名（男性71名、女性61名）

受験者数：77名（男性39名、女性38名）

合格者数：24名（男性14名、女性10名）

手続者数：19名（男性12名、女性7名）

入学者数：9名（男性7名、女性2名）

（3）選抜試験Ⅱ期：募集人員20名

ア 一次試験

志願者数：2016名（男性：1154名、女性862名）

受験者数：1865名（男性：1039名、女性826名）

合格者数：115名（男性60名、女性55名）

イ 二次試験

志願者数：115名（男性60名、女性55名）

受験者数：92名（男性50名、女性42名）

合格者数：38名（男性25名、女性13名）

手続者数：32名（男性22名、女性10名）

入学者数：30名（男性21名、女性9名）

※ 推薦試験：志願者数、受験者数、合格者数いずれも1名（女性）。

●平成29年度入学試験の結果（募集人員110名）～詳細は【別紙2】の通り

(1) 選抜試験Ⅰ期（募集人員78名）

ア 一次試験

志願者数：3700名（男性2311名、女性1389名）

受験者数：3504名（男性2171名、女性1333名）

合格者数：612名（男性390名、女性222名）

イ 二次試験

志願者数：612名（男性390名、女性222名）

受験者数：593名（男性378名、女性215名）

合格者数：261名（男性188名、女性73名）

手続者数：194名（男性139名、女性55名）

入学者数：84名（男性63名、女性21名）

(2) センター試験利用B方式（地域別選抜）：募集人員12名

ア 一次試験

志願者数：411名（男性209名、女性202名）

受験者数：411名（男性209名、女性202名）

合格者数：127名（男性65名、女性62名）

イ 二次試験

志願者数：127名（男性65名、女性62名）

受験者数：87名（男性41名、女性46名）

合格者数：19名（男性7名、女性12名）

手続者数：16名（男性6名、女性10名）

入学者数：7名（男性2名、女性5名）

(3) 選抜試験Ⅱ期（募集人員20名）

ア 一次試験

志願者数：2031名（男性：1184名、女性847名）

受験者数：1857名（男性：1075名、女性782名）

合格者数：130名（男性70名、女性60名）

イ 二次試験

志願者数：130名（男性70名、女性60名）

受験者数：108名（男性59名、女性49名）

合格者数：38名（男性24名、女性14名）

手続者数：34名（男性21名、女性13名）

入学者数：28名（男性17名、女性11名）

※ 推薦試験は実施されなかった

第6 昭和大学入試選抜における問題点

1 問題点を考える一般的な視点

(1) 昭和大学医学部合格者選抜方法を前提とした場合のあるべき公正妥当な方法

昭和大学医学部の合格者選抜方法のうち、Ⅰ期Ⅱ期の一次試験は記述式の学力試験であり採点により順位付けが可能である。また、大学入試センター試験利用入試の一次試験も大学入試センター試験の結果により順位付けが可能である。したがって、Ⅰ期Ⅱ期及び大学入試センター試験利用入試の一次試験においては、順位付けをして高得点の者から順番に合格者を選抜するのが最も公正かつ妥当な方法と考えられる。

そして、Ⅰ期Ⅱ期及び大学入試センター試験利用入試の各二次試験においては、いずれも同じ方法で小論文、面接、調査書を点数化し、一次試験の点数に二次試験の点数を加算することでやはり順位付けが可能である。したがって、二次試験の合格者（最終合格者）は一次試験と二次試験の合計点が高得点の者から順番に決定していくのが最も公正かつ妥当な方法と考えられる。

(2) 【合否基準】について

ただし、第5の4(2)ウ(ウ)のとおり、昭和大学医学部においては、小論文、面接の点数や調査書の欠席日数によって不合格としたり下位の補欠者とする【合否基準】が採用されており、その点をどのように評価すべきかが問題となりうるが、アドミッションポリシー等に照らし、大学の求める学生を選抜する裁量は大学に一定程度あるものと考えられ、小論文、面接の点数化が適切になされ【合否基準】が適切に運用されている限りは、公正かつ妥当な選抜方法であるものと考えうる。

(3) 繰上げ合格者決定のプロセスについて

昭和大学医学部は、Ⅰ期Ⅱ期及び大学入試センター試験利用入試の各二次試験において各募集人員と同数か募集人員に近い数の合格者をまず決定して発表し（以下、この繰上げ合格以外の最初の合格者を「正規合格者」という。）、残りの二次試験受験者のうち不合格者を除いた全員を補欠（繰上げ）合格候補者（以下、「補欠者」という。）として発表している。そして、正規合格者から辞退者が出て募集人員を下回った場合には補欠者の中から繰上げ合格者を決定し、繰上げ合格者からも辞退者が出た場合にはさらに補欠者の中から繰上げ合格者を決定することとしている。

平成29年Ⅰ期、Ⅱ期の正規合格者、補欠者、繰上げ合格者の人数とその割合は【別紙3】「平成30年度入試繰上げ合格の内容」、【別紙4】「平成29年度入試繰上げ合格の内容」記載のとおりである。

一次試験と二次試験を共に点数化し総得点を出している昭和大学医学部においては、

繰上げ合格者も高得点の者から順番に決定するのが公正妥当な選抜方法と考えられる。ただし、小論文、面接の結果や欠席日数を勘案して総合的に繰上げ合格者を決定する方法は大学側の裁量の範囲内のものといえ首肯しうるものといえる。そして、具体的な繰上げ合格者の決定は教授会で決定されていないが、教授会において入試常任委員会に一任することが承認されており、一応の手続は経たうで繰上げ合格者は決定されているものといえる。

以上の一般的視点を念頭に、昭和大学医学部において既に問題としている現役一浪加点の問題、同窓優遇の問題をまず検証し、その他の問題点として、性差による合格率の差異の問題などについて検証する。

なお、推薦試験は平成30年度から開始し、志願者、受験者、合格者が同じ女性1名であって比較の対象者がいないため、推薦試験はここでの検討の対象外とする。

2 現役・一浪受験生に対する加点による優遇措置

(1) 現役・一浪受験生に対する加点について

既に述べたとおり、昭和大学では、一般選抜Ⅰ期及びⅡ期、大学入試センター試験利用入試において、調査書審査を行っているところ、第5の4(2)イのとおり、調査書を点数化する際の基準である「調査書配点基準」において、現役に対し10点、一浪に対して5点を加点する基準が設けられており、遅くとも2013年から、一般選抜Ⅰ期及びⅡ期の二次試験の調査書配点において、現役に対し10点、一浪に対し5点加点するという措置をとっていた。この点は既に平成30年10月15日の記者会見で昭和大学が認めていることは既に述べたとおりである。

これについて大学は、現役及び一浪生に対する加点措置の理由として、「2浪生以上は勉強に専念しているため、これとバランスをとるため」とか「本学の入学試験は予備校が出している偏差値を見ても高く、実際の入試問題も難しい。現役の学生は高校生活を十分に過ごし、その後受験勉強をしている。一浪はそのあと1年、それ以上は当然もっと勉強してくるわけで、当然ながら受験に対する学力については、そちらの方が有利である。一次試験はすべてクリアに行っている。ただ二次試験の時に一次試験の総点数に二次試験の点数を加えている。そのぐらいのハンデを課しても良いのではないかと私どもは考えて、現役と一浪に加点している」などと説明している。

(2) 現役・一浪受験生に対する優遇措置の是非

ア 大学の裁量権

私立大学である昭和大学については、学問の自由(憲法23条)の制度的保障と

して大学の自治が認められており、大学が自己の大学に入学する学生を選抜する入学試験において、いかなる選抜方法を選択するか、合格者を誰にするか、については一定の裁量権を有していることについては異論がないものと思われる。

しかしながら、この裁量権は絶対無制約ではなく、以下の理由から制約を受けるといえる。

イ 平等原則（憲法第14条）

憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。国家と国民との関係を規律する憲法の平等原則は、私人である私立大学と受験生との関係において直接的に適用されるわけではないが、入学試験における大学の裁量権の逸脱・濫用といえるかどうかの判断基準としてその趣旨を考慮すべきといえる。

日本の教育における根本的・基礎的な法律である教育基本法第4条第1項において「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と定めているからも、このことは明らかである。

ウ 私立大学の公共性

教育基本法第6条は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定しており、私立大学は「公の性質を有する」こととされている。

又、同8条において「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定されていることに基づき、私立大学は私学助成などの公的な助成を受けており、このことから私立大学は高い公共性を求められているといえる。

エ 優遇措置の是非

このように、昭和大学は私立大学であり大学の自治を有していることから入学試験における合格者選抜において、いかなる選抜方法を選択するか、合格者を誰にするかなどについて一定の裁量権を有しているものの、その存在は高い公共性を有するため、その裁量権は無制約ではなく一定の制約を受け、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には裁量権を逸脱・濫用したものと判断されることになる。

かかる観点より昭和大学が入学試験においてとっていた、現役・一浪受験生に対

する加点による優遇措置について、それが合理的であって裁量の範囲内であったかどうか検討するに、同優遇措置の理由は、2浪以上の受験生は、現役及び一浪と比較して受験勉強期間が長いために有利であることからバランスをとるためにとった措置とのことである。

しかしながら、同理由を裏付ける統計的なデータに基づいてのものではなく、到底合理的なものを見出すことはできず、当委員会としては「年齢」による不合理な差別として裁量権を逸脱・濫用した措置と判断する。

3 同窓生の子女に対する優遇措置

(1) 同窓生子女優遇の事実

平成30年10月15日に行った昭和大学の記者会見でも明らかにされていたとおり、合格者の決定及び補欠合格者からの繰上げ合格実施の際、同窓生の子女を優先していた。具体的には、成績下位の者について正規合格者としたり、補欠合格者からの繰上げ合格実施の際に試験結果順とは異なり順位が下位の者から繰上げ合格者を出したりしていた。この点は、大学側より提出された同窓の子女に関する資料及び【別紙5】ないし【別紙10】の各入試結果から、総合成績順では正規合格者とはなりえない下位の成績の者が正規合格者となり、繰上げ合格者としてとされている事実が認められ、これらの者が同窓の子女であることを大学側も認めているところである。

同窓子女を優遇していた理由として、大学では正規合格及び補欠からの繰上げ合格者ともに入学辞退者が多いところ、同窓生の子女は大学の理念をよく理解しているものが多いため入学可能性が高い（結果として、早期に合格者を確定させることができる）から、とのことであった。

(2) 同窓生子女に対する優遇措置の是非

現役・一浪受験生に対する優遇措置に関して述べたとおり、大学には入学者選抜において一定の裁量権を有しているものの、その存在は高い公共性を有していることから、その裁量権は無制約ではなく一定の制約を受け、合理的な理由なく年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には裁量権を逸脱・濫用したものと判断されることになる。

昭和大学の説明によれば、同優遇措置の理由は、同窓子女は大学の理念をよく理解しているものが多いため入学辞退者が少なく、早期に合格者を確定させることができるため、というものであるが、早期合格者を確定させたいという大学の一方的利益に合致するという理由でしかなく、到底合理的なものとはいえず、当委員会としては不合理な差別として裁量権を逸脱・濫用した措置と判断する。

4 性差による合格率の違いについて

(1) 合格率の男女差

文部科学省の発表した平成30年9月4日付け「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について」における「国公立大学医学部医学科の入学者選抜における男女別合格率（合格者数／受験者数）」によると、昭和大学医学部は下表のとおりとなっている。

年 度	合格率		男性合格率 女性合格率
	男性	女性	
平成30年度	7.05%	4.71%	1.49
平成29年度	5.99%	4.12%	1.45
平成28年度	5.85%	3.93%	1.49
平成27年度	7.03%	4.50%	1.56
平成26年度	6.50%	4.29%	1.52
平成25年度	6.93%	3.98%	1.74
直近6年間の状況	6.54%	4.25%	1.54

試験合格率をみると男性の方が高い状況が継続しており、直近6年間では男性合格率が女性の1.54倍となっている。直近6年間の状況は他校と比較しても女性合格率和男性合格率の差が大きく、男性合格率が高い傾向にあることは否めない。

ただし、公正かつ妥当な選抜方法であると評価しうる合理的理由があればこのような差異も認めうるところであるので、合理的理由があるか否かを探求すべく昭和大学医学部における試験区分ごとの男女の合格率を比較してみると、次頁の(2)の表「試験別の男女受験者数、男女合格者数、男女合格率」のとおりとなる（ただし、平成30年度、平成29年度に限定する）。

(2) 試験別の男女受験者数、男女合格者数、男女合格率

【平成30年度】

試験区分	受験者数			合格者数			合格率 (%)			男性合格率
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	女性合格率
一般選抜Ⅰ期 (一次試験)	2,081	1,227	3,308	349	201	550	16.77	16.38	16.62	1.02
同 (二次試験)	327	192	519	191	81	272	58.40	42.18	52.40	1.38
センター利用 (一次試験)	208	218	426	71	61	132	34.13	27.98	30.98	1.22
同 (二次試験)	39	38	77	14	10	24	35.89	26.31	31.16	1.36
一般選抜Ⅱ期 (一次試験)	1,039	826	1,865	60	55	115	5.77	6.65	6.16	0.86
同 (二次試験)	50	42	92	25	13	38	50.00	30.95	41.30	1.61

【平成29年度】

試験区分	受験者数			合格者数			合格率 (%)			男性合格率
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	女性合格率
一般選抜Ⅰ期 (一次試験)	2,171	1,333	3,504	390	222	612	17.96	16.66	17.46	1.07
同 (二次試験)	378	215	593	188	73	261	49.73	33.95	44.0	1.46
センター利用 (一次試験)	209	202	411	65	62	127	31.10	30.69	30.90	1.01
同 (二次試験)	41	46	87	7	12	19	17.07	26.08	21.83	0.65
一般選抜Ⅱ期 (一次試験)	1,075	782	1,857	70	60	130	6.51	7.67	7.00	0.84
同 (二次試験)	59	49	108	24	14	38	40.67	28.57	35.18	1.42

(3) 男女の合格率の差異について

前頁(2)の試験別の男女受験者数、男女合格者数、男女合格率の表によると、試験区分ごとに男女の合格率の差異に大きな違いがみられる。

このうち一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の一次試験の合格率の男女差をみると、以下にみる通り男女で大きな差異は見られない(なお、大学入試センター試験は受験者が少なく、また地域別に2名選抜するという条件があるため単純に男女合格率の数値のみから比較することは困難であるため、数値のみの比較はここでは留保する。)

平成30年一般選抜Ⅰ期一次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.02倍

平成30年一般選抜Ⅱ期一次試験・・・男性合格率が女性合格率の0.86倍

平成29年一般選抜Ⅰ期一次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.07倍

平成29年一般選抜Ⅱ期一次試験・・・男性合格率が女性合格率の0.84倍

ところが、一般選抜二次試験の合格率をみると一次試験では見られなかった男女での合格率の差異が現れ、その差異は大きなものとなっている。

平成30年一般選抜Ⅰ期二次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.38倍

平成30年一般選抜Ⅱ期二次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.36倍

平成29年一般選抜Ⅰ期二次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.46倍

平成29年一般選抜Ⅱ期二次試験・・・男性合格率が女性合格率の1.42倍

一次試験受験者では男女の合格率に大きな差異が無いにもかかわらず(むしろ女性の方が合格率の高い場合もある)、一次試験の合格者が受験する二次試験受験者で合格率にこのような大きな差異が生ずる合理的理由は俄かに判明し難い。

【別紙1】及び【別紙2】の平成30年度と平成29年度の入試結果概要を見ても、一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期試験の一次試験の志願者数・受験者数・合格者数、二次試験の志願者数・受験者数における男女比は概ね同一であるが、二次試験の合格者数はいずれも男性の比率が高くなる。そこで、次に各試験の選抜方法についてそれぞれ個別に男女の合格率の差異が生じた要因を探究する観点から以下のとおり検証を行った。

(4) 各試験における合格者選抜の検証

ア 大学入試センター利用試験(地域別)選抜の検証

(ア) 一次試験について

大学センター利用試験(地域別)の一次試験は、大学センター試験の結果を利

用し、そのまま学力試験の点数としているため不公正な操作が入る余地は少ないと考えられる。

(イ) 二次試験について

二次試験の合格者が最終合格者となるところ、二次試験の合格者は、既に述べたとおり、一次試験の学力試験の点数に小論文、面接、調査書の点数を加算して総合点の上位者から順番に合格者とするのを基本とし、ただし、【合否基準】に基づいて、小論文、面接、調査書の内容も加味して合格者としてしているが、第三者委員会において二次試験の総合点の順位表と合格者を照らし合わせたところ、基本的に各地域の上位二名を合格者としており、合格者の選抜においては特に不公正な点は見られなかった（総合点で各地域の上位二名に含まれるが合格とされず補欠者のままの者がいるが、面接の評価が低くその点が考慮されたものと推測される）。

ただし、各地域の上位2名の合格者の中から辞退者が出た場合には繰上げ合格者を出すことになっていることは既に述べたとおりである。繰上げ合格者選抜については、基本的には補欠者の上位から順番に架電の上で入学の意思を確認し、繰り上げ合格者を決定していることは既に述べたとおりであるが、【別紙6】及び【別紙9】の入試結果表中の合格者と6つの地域の受験者とを照らし合わせてみると、6つの各地域の上位から順番に繰り上げ合格となっているとは限らず、各地域の繰り上げ合格者より上位の者でも補欠のままで合格者となっていない者がいる。

しかしながら、架電して入学意思を確認しており、電話が通じなかった場合には次順位の者にかけて確認するという方法を取っていることから必ずしも順位通りに繰り上げ合格者が決定できなくてもやむを得ない面がある。そして、【別紙6】及び【別紙9】の入試結果表でその繰り上げ合格者の分布をみても、恣意的に上位の補欠者を飛ばして下位の補欠者を繰り上げ合格させたとは考えられない。また男女差の面から検討しても、地域ごとに2名ずつ選抜するという条件があり、なおかつ地域ごとに二次試験受験者の男女の割合も異なることなどから、結果的に男女どちらかの合格者が多くなることは十分ありうることである。そして、【別紙6】及び【別紙9】の入試結果表の繰り上げ合格者の分布をみても、特に男女で繰り上げ合格に差異を設けた状況は見られない。

上記の大学入試センター利用入試については、平成30年度、平成29年度共に同様の状況であるといえ、問題のある男女差は現時点では判明していない。

イ 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の一次試験選抜の検証

(ア) 平成30年度Ⅰ期

既に述べたとおり一次試験は記述式の学力試験であるが、平成30年度一般選抜Ⅰ期一次試験の合格最低点は285点であった。

平成30年度Ⅰ期の一次試験の合格者数は550名であるところ、現時点までの調査によれば一次試験の点数285点以上の上位550名までを合格者としており、公正妥当な方法で選抜がなされたものと評価しうる。

(イ) 平成30年度Ⅱ期

平成30年度Ⅱ期一次試験の合格最低点は、274点であった。

平成30年度Ⅱ期一次試験の合格者数は115名であるところ、現時点までの調査によれば、一次試験の点数274点以上の点数の上位115名までを合格者としており、公正妥当な方法で選抜がなされたものと評価しうる。

(ウ) 平成29年度Ⅰ期

平成29年度Ⅰ期一次試験の合格最低点は、259点であった。

平成29年度Ⅰ期一次試験の合格者数は612名であるところ、現時点までの調査によれば、一次試験の点数259点以上の点数の上位612名までを合格者としており、公正妥当な方法で選抜がなされたものと評価しうる。

(エ) 平成29年度Ⅱ期

平成29年度Ⅱ期一次試験の合格最低点は233点であった。

平成29年度Ⅱ期一次試験の合格者数は130名であるところ、現時点までの調査によれば、一次試験の点数233点以上の点数の上位130名までを合格者としており、公正妥当な方法で選抜がなされたものと評価しうる。

なお、【別紙1】及び【別紙2】の「入試結果概要」によると、平成30年度Ⅰ期、Ⅱ期、平成29年度Ⅰ期、Ⅱ期のいずれの一次試験においても、志願者数の男女比と一次試験合格者の男女比は大きな相違はなく、かえって志願者数の女性割合よりも一次試験合格者数の女性割合の方が高い場合もあることから、この点からも男女差を設ける選抜方法はなされていなかったものと考えられる。

ウ 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の二次試験選抜の検証

(ア) 一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の二次試験における各分布

一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期の二次試験においては、第５の４「合否判定方法」記載のとおり、①繰上げ合格者ではない正規合格者、②不合格者、③補欠からの繰上げ合格者、④補欠のままで結果不合格となる受験者に分かれることとなる。それらの分布を【別紙５】ないし【別紙１０】の各入試結果表から抽出しまとめると、次表の【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】のとおりとなる（なお、【別紙３】及び【別紙４】では正規合格者数、繰上げ合格者数等を記載し、全体の補欠者数も記載している〔下記の【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】の「補欠からの繰上げ合格者」の人数と「補欠のままで不合格」の合計人数が全体の補欠者数。〕）。

【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】

種 別	性別	30年Ⅰ期	30年Ⅱ期	29年Ⅰ期	29年Ⅱ期
二次試験受験者	男性	327	50	378	59
	女性	192	42	215	49
	合計	519	92	593	108
正 規 合 格 者 (募集人員Ⅰ期 78 名、Ⅱ期 20 名)	男性	41	11	45	23
	女性	37	13	33	14
	合計	78	24	78	37
不 合 格 者	男性	3	0	10	2
	女性	2	0	2	0
	合計	5	0	12	2
補欠からの 繰上げ合格者	男性	150	14	143	1
	女性	44	0	40	0
	合計	194	14	183	1
補欠のままで 不合格	男性	133	25	180	33
	女性	109	29	140	35
	合計	242	54	320	68

(イ) 平成30年度及び29年度の各Ⅰ期二次試験選抜の検証

A 繰上げ合格者を除くⅠ期の正規合格者の選抜方法について

第5の4(2)ウ(ウ)記載のとおり、二次試験の選抜方法は、学力試験、調査書、小論文、面接の各点数の総合計の上位者から順番に合格者とし、合格者以外を補欠(繰上げ)合格候補者とするのを基本とするが、調査書、小論文、面接の各評価において【合否基準】が設けられ、一定の基準を満たしていない受験生については「不合格」とする取扱いがなされている。

第三者委員会において調査したところ、調査書、小論文、面接の各点数配点において男女で差異を付けたり、【合否基準】に男女で差異を設けるような内容のものは特にみられない。

そして、平成30年度及び29年度の各Ⅰ期試験の正規合格者の決定にあたっては、一次試験、小論文、面接、調査書の点数を合計した総合計点の高い者から順に並べた一覧表を資料として用いているところ、平成30年度Ⅰ期の入試結果が総合順位順に記載された【別紙5】と平成29年度Ⅰ期の入試結果が総合順位順に記載された【別紙8】を参照すると、面接の評価において【合否基準】に定められた一定の基準をクリアしなかった者が補欠のままとされているものの、その者以外は総合計点の高い者から順番に78名が合格者とされており、男女間での不平等はみられない。

ちなみに、上記【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】から算出した正規合格者の男女別の合格率は以下のとおりであり、合格率はむしろ女性の方が高い結果となっている。

平成30年Ⅰ期・・・男性 12.5% 女性 19.2%

平成29年Ⅰ期・・・男性 11.9% 女性 15.3%

よって、Ⅰ期の正規合格者78名の選抜については平成30年度においても、平成29年度においても問題のある男女差は存しないものと考えられる。

B Ⅰ期の繰上げ合格者選抜について

第5の4(2)エ記載のとおり、特待合格者78名や繰上げ合格者の中から入学辞退者が出た場合には、順次補欠の中から繰り上げ合格者を決定している。

上記【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】での平成30年度及び29年度の各Ⅰ期の補欠者からの繰上げ合格者の割合を男女で比較すると、以下のとおりとなる(【別表3】及び【別表4】も参照)。

平成30年度・・・男性	補欠者 283 名中繰上げ合格 150 名 (繰上げ合格率 53%)
女性	補欠者 153 名中繰上げ合格 44 名 (繰上げ合格率 29%)
平成29年度・・・男性	補欠者 323 名中繰上げ合格 143 名 (繰上げ合格率 44%)
女性	補欠者 180 名中繰上げ合格 40 名 (繰上げ合格率 22%)

以上のとおり、補欠からの繰上げ合格率は男性が女性のほぼ2倍となっており、男女差が大きくなっている。

そして、さらに【別表5】の「平成30年度入試結果」を分析すると、以下のとおり、総合順位によって繰上げ合格者の男女比が大きく異なっていることがわかる。

【平成30年度Ⅰ期総合順位 80 位から 169 位までの補欠者 96 名の内訳】
繰上げ合格者 87 名・・・うち男性 47 名、女性 40 名
補欠のままの者 9 名・・・うち男性 7 名、女性 2 名

【平成30年度Ⅰ期総合順位 177 位から 264 位までの補欠者 94 名の内訳】
繰上げ合格者 56 名・・・うち男性 56 名、女性 0 名
補欠のままの者 35 名・・・うち男性 3 名、女性 32 名

すなわち、総合順位 80 位から 169 位までの集団では女性の繰上げ合格者が多く含まれているが、比較的下位の総合順位 177 位から 264 位までの補欠者には女性の繰上げ合格者がおらず、女性全員が補欠のままとなっている。

(ちなみに、補欠のままの男性 3 名は、面接の評価が低く【合否基準】に照らすと合格が厳しい者 2 名と年齢が 20 代半ばの者 1 名であった〔この受験生の問題については後に述べる〕。)

同じように、平成29年度についても【別紙8】の「平成29年度入試結果」により分析すると、

【平成29年度Ⅰ期総合順位 82 位から 155 位までの補欠者 79 名の内訳】
繰上げ合格者 74 名・・・うち男性 43 名、女性 31 名
補欠のままの者 5 名・・・うち男性 4 名、女性 1 名

【平成 29 年度 I 期総合順位 163 位から 279 位までの補欠者 133 名の内訳】

繰上げ合格者 75 名・・・うち男性 73 名、女性 2 名

補欠のままの者 58 名・・・うち男性 11 名、女性 47 名

となっており、平成 30 年度と同様に総合順位が比較的上位の集団には女性の繰上げ合格者が多く含まれているが、比較的下位の総合順位 163 位から 279 位までの集団では、女性の繰上げ合格者が極めて少ないという結果になっている。

(ちなみに、補欠のままの男性 11 名はいずれも、小論文、面接の点数が低い、欠席日数が多いというように【合否基準】に照らすと合格が厳しい受験者である。)

以上のとおり、平成 30 年度及び 29 年度 I 期の繰上げ合格者の選抜は、結果的に男女差が生じている。

補欠者に順番に架電し繰上げ合格者を決定する方法に拠っていることから、繰上げ合格者の分布にある程度ばらつきが生じうることはやむを得ないが、上記のような明確かつ大きな男女差が生ずるとまでは考え難い。また、昭和大学側から、昭和大学医学部は第 1 学年の 1 年間は富士吉田での寮生活を行うこととなっていることから女性に敬遠される傾向にある可能性があるとの説明を受けているが、比較的上位の繰上げ合格者は女性合格者が多いのに対し下位の方の繰上げ合格者は女性が少ないといった差異が生ずることについては説明が困難であるし、1 年間の寮生活を行うことについては入学試験要項等によって周知されており、承知の上で受験するものと思われることから、ここまで繰上げ合格者に差異が起きる理由とは考え難い。

このように、平成 30 年度及び 29 年度の各 I 期の繰上げ合格者の選抜について生じている繰上げ合格者数の男女差については合理的な理由を見出しがたいというのが現時点での第三者委員会としての見解である。

(ウ) 平成 30 年度及び 29 年度各 II 期二次試験選抜の検証

A 繰上げ合格者を除く II 期の正規合格者の選抜について

一般選抜 II 期の二次試験の選抜方法も一般選抜 I 期と同様であることは既に述べたとおりであり、調査書、小論文、面接の各点数配点において男女で差異を付けたり、【合否基準】に男女で差異を設けるような内容のものが含まれていないこともまた I 期と同様である。

そして、正規合格者の決定にあたっては、一次試験、小論文、面接、調査書の点数を合計した総合計点の高い者から順に並べた一覧表を資料として用いてい

ることはⅠ期と同様であることから、【別紙7】の平成30年度入試結果と【別紙10】の平成29年度入試結果を参照してⅡ期の二次試験を検証する。

まず、平成30年度Ⅱ期については、正規合格者は募集人員20名のところ24名の合格者が選抜されているが、既に述べた同窓の優先合格者が順位下位から選抜されている点と後に述べる20代後半の女性が上位20位以内であるにもかかわらず補欠とされている点の問題がある。これらの問題以外は、【合否基準】により小論文ないし面接の評価が低いため補欠とされる者を除いた総合点の高い受験生から順番に20名の正規合格者が選抜されている。そして、下位の同窓子女4名を加えて最終的には24名の正規合格者が選抜されている。したがって、平成30年度Ⅱ期の正規合格者の選抜は同窓子女の優先合格の問題はあるものの男女差の観点からの問題はないものといえる。

次に、平成29年度Ⅱ期についてみると、募集人員20名のところ37名の正規合格者が選抜されている。そして、上位合格者20名までは、【合否基準】により小論文ないし面接の評価が低いため補欠とされるものを除き、総合点の高い受験生から順番に20名の正規合格者が選抜されている。しかしながら、残りの下位17名の正規合格者は、総合点の上位者から順番に選抜された結果になっていない。総合順位24位以下から残りの17名の正規合格者が選抜されているが、24位から50位までの延べ28名の受験生のうち、男性15名は全員『合格』とされているのに対し、女性13名は全員『補欠』とされている。そして、『合格』とされている男性よりも総合点が上位であり、【合否基準】に照らしても問題がないと思われる女性の多くが『補欠』となっており、このように男性のみを全員合格させる合理的根拠は現時点では見当たらない。

B Ⅱ期の繰上げ合格者選抜について

第5の4(3)エ記載のとおり、Ⅱ期においても、正規合格者の中から入学辞退者が出た場合には補欠者の中から繰り上げ合格者を決定している。

上記【一般選抜Ⅰ期、Ⅱ期二次試験分布表】の平成30年度及び29年度のⅡ期の補欠者からの繰上げ合格者の人数を男女で比較すると、以下のとおりとなる(【別表3】及び【別表4】も参照)。

平成30年度・・・男性	補欠者39名中繰上げ合格14名
女性	補欠者29名中繰上げ合格0名
平成29年度・・・男性	補欠者34名中繰上げ合格1名
女性	補欠者35名中繰上げ合格0名

平成29年度については、募集人員20名のところ、上記のとおり37名の最初の合格者を出しているため辞退者が出ても繰上げ合格者を出す必要性が低く、繰上げ合格者は男性1名となっているものと思われるので、繰上げ合格における男女差の問題は大きくない（ただし、正規合格者の選抜については男女差の問題があることは既に述べたとおりである。）。

平成30年度については、男性は14名の繰上げ合格者がいるにも関わらず女性は0名であるところ、小論文、面接、調査書、欠席日数において【合否基準】に照らして問題のある女性受験者はここまで多いとはいえず（むしろ、男性の繰上げ合格者の方が問題【合否基準】に照らすと問題のある者が多いくらいである）、男性14名の繰上げ合格者に対して女性0名との結論を肯定しうる合理的根拠は現時点では見当たらない。

（5）男女差に関する検証の結論

平成30年度及び29年度の昭和大学医学部入試選抜において、男女差の観点から問題点を検討した結果は以上のとおりである。

結論として、入試選抜に合理的理由に基づかない男女差が生じている可能性のあるのは、

- ①平成30年度一般選抜入試Ⅰ期の二次試験における補欠からの繰上げ合格者の選抜。
 - ②平成29年度一般選抜入試Ⅰ期の二次試験における補欠からの繰上げ合格者の選抜。
 - ③平成30年度一般選抜入試Ⅱ期の二次試験における補欠からの繰上げ合格者の選抜。
 - ④平成29年度一般選抜入試Ⅱ期の二次試験における正規合格者の選抜。
- である。

現役・一浪加点による優遇措置の項において述べたとおり、合格者選抜について大学側は一定の裁量権を有しているものの、その存在は高い公共性を有していることから、その裁量権は無制約ではなく一定の制約を受け、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には裁量権を逸脱、濫用したものと判断されることになる。もしも、合格者選抜の過程で男性と女性とで異なる基準を用いて男性を優遇して合格させたり、そのような基準はなくとも恣意的に男性を優先して合格者とすることがなされていたのであれば、明らかに裁量権を逸脱、濫用したものであるとして許されるべきものではない。

第三者委員会が取り上げた男女差に関する①から④のこれらの問題点のうち、

①から③については繰上げ合格者の選抜において男女差が生じている問題であるが、繰上げ合格者の選抜は、補欠者に対して個別に架電して入学意思を確認し架電時に入学意思のある場合にはその者を繰上げ合格者としているため、電話が通じないことにより必ずしも総合順位上位の者から順番に繰上げ合格者が決定されることにはならない。また、昭和大学医学部においては1年次に富士吉田で1年間の寮生活を送ることになっているため入学意思確認時に女性が敬遠する可能性があるとの昭和大学側の説明についても男女差が生じる原因の一つと考えられなくもない。しかしながら、繰上げ合格の決定は、少数の入試常任委員と学部長らで行われており、また、具体的にいつ、どの受験者に対して架電し、入学意思の確認についてもどのような回答であったのかなどについての記録は全く残されていないとのことである（昭和大学側の回答は既にメモは破棄しているとのこと）。もしも、少数の入試常任委員と学部長らで恣意的に男性を優先して架電して繰上げ合格させていたとすれば明らかな裁量権の逸脱、濫用があり許されないものと言わざるを得ないが、繰上げ合格のための架電状況の資料が現存しないため、架電が男女平等にきちんと行われたか否かなど架電の実態についての確定的判断が困難である。そこで、第三者委員会は後に述べるように平成31年度の入試選抜試験における繰上げ合格選抜について検証が可能となるように記録を残すなどして透明性のある方式にすることを提言し、平成31年度入試における検証を行った上で、①から③の繰上げ合格者の選抜における男女差の問題について結論を出すこととした。

④の問題については、男性を優先して正規合格者とした可能性があることは否定できない。繰上げ合格者の決定にあたっては架電しての入学意思の確認という不確定要素があるが、正規合格者の決定における不確定要素は少ない。小論文、面接、調査書の評価も加味して総合して合否を決定しているため必ずしも順位通りの合否になるとは限らないが、平成29年度一般選抜Ⅱ期の正規合格者とされている男性受験者よりも上位の女性受験者が補欠のままとなっているところ、小論文、面接、調査書の点数を見ても正規合格者とされている男性受験者に劣っているものではなく、補欠のままとする合理的理由は見出しがたい。

なお、以上の性差の問題については、平成31年度の入試結果の検証を経て最終報告書で結論を述べることとする。

5 その他不明確な理由による不合格者について

平成30年度一般選抜入試Ⅰ期及び同Ⅱ期において、現時点で不合格とされた理由が不明な者が2名確認されたので報告しておくこととする。

(1) 平成30年度一般選抜入試Ⅰ期のある男性受験者について、補欠者のまま（繰上な

し)となっているが、これより成績が下位の者が繰上合格となっており、補欠者のまま繰上合格とならなかった理由が不明であった。特徴的な点としては年齢が20代半ばであることのみであったことから、年齢のみを理由として補欠者のまま(繰上なし)の扱いとされた可能性があるとは判断した。

- (2) 次に平成30年度一般選抜入試Ⅱ期のある女性受験者について、実際の順位において正規格の成績であったにもかかわらず補欠のまま(繰上なし)となっているが、そもそも正規格ではなく補欠者となった理由が不明である。

これについて、大学からは、他学部をすでに卒業した者であること、面接試験の結果、入寮後に他の学生に悪い影響を与える可能性があるとの理由でこのような判断をした旨の説明があったほか、20代後半という年齢により不利益に取り扱われた可能性があると思料されるが、入試要項に記載のない不明瞭な基準により受験生に不利益な結果を及ぼしており、このような措置は不適切と思料する。

第7 提言

これまでの検証結果を前提に、本中間報告では以下の提言を行う。

1 現役、一浪加点の廃止

一般選抜入試Ⅰ期及びⅡ期の二次試験の「調査書配点基準」で現役に対し10点、一浪に対し5点加点するという措置については、すでに述べたとおり、「年齢」による不合理な差別として裁量権を逸脱・濫用した措置と判断されることから、平成31年度入試から即時に廃止すること。

2 これまで行われてきた同窓優遇の廃止

これまで行われてきた同窓子女に対する優遇措置については、すでに述べたとおり、到底合理的なものとはいえず、当委員会としては不合理な差別として裁量権を逸脱・濫用した措置と判断されることから、平成31年度入試から即時に廃止すること。

3 繰上げ合格における公平な取り扱いの徹底と繰上げ合格の透明化

繰上げ合格選抜について、補欠者のうち試験の総合順位上位の者から順番に選抜していくこととし、年齢、性別等による差異は設けないようにすること。そして、補欠者への繰上げ合格の連絡については、電話連絡の順番、日時、架電者、電話結果などについて、後に繰上げ合格が公正に行われたかどうか検証が可能となるように記録を残すなどして透明性のある方式にすること。

4 その他差別的取り扱いの廃止

その他、ここでは確定的な判断を下すことができないものの、不明確な理由による合格者、不合格者が存在するといった問題が見受けられる。

第三者委員会としては、平等原則や大学の公共的存在等に照らし、合格者選抜において、合理的理由のない、年齢、性別、社会的身分等による一切の差別的取り扱いを廃止すべきと考える。

5 現時点の調査結果に基づく不利益を受けた受験者に対する救済策

現時点での調査結果に基づく不利益を受けた受験生に対しては、早急に救済する必要があることから、今年度試験結果を待たずに連絡の上、追加合格、授業料の返還等の補償の措置をとること。

なお、第三者委員会で検討した追加合格者及び追加合格者数は次の6項のとおりである。

6 追加合格者及び追加合格者数

(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討

加点がなされなかった場合についての合格者選定名簿を復元し、追加合格等を検討した。第三者委員会としては、性別、年齢等による判断は排除して総合点数の高い順に合格者とすべきであると考え、そのような考えに従って検討を行った。但し、面接、小論文、調査書の欠席日数を勘案する【可否基準】に照らして不合格あるいは補欠としたと判断される受験生についてはその判断を尊重して不合格ないし補欠のままとして追加合格者に入れていない。

以上の検討の結果は以下の通りである（以下、加点がなされ実際の可否判定に使用された点数を「実際の点数」、加点がなされなかった場合の点数を「仮定の点数」という。）。

なお、大学入試センター試験利用入試（地域別選抜）及び推薦試験については、同優遇措置がとられていない（受験資格が現役のみ）であることから、検討対象からは外すこととする。

ア 平成29年度一般選抜入試Ⅰ期

(ア) 仮定の点数による試験結果の検討

仮定の点数による場合の正規合格者数は、実際の点数による正規合格者数が78名であったところ、最低合格点に同順位の者が複数いたことから80名とした。その上で、成績の上位者から面接試験の結果等により補欠者及び不合格者となった者をのぞき、年齢、同窓、男女に差異をつけずに機械的に合格者を選定することとした。

上記方法によると、仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者となった者は8名おり、これら8名について追加合格の必要性について検討することとした。

なお、この8名のうち、繰上合格したものの、結果として入学を辞退した者が7名、繰上合格により入学した者が1名であった。

(イ) 追加合格等の検討

仮定の順位では正規合格であるにもかかわらず、実際の点数で繰上合格者となった者については、本来であれば特待生として初年度の授業料が免除されていたはずであることから、同授業料を返還する必要があると思料される。

また、繰上合格したが入学を辞退した7名については、入学を辞退した以上損害がないとの考え方も成り立ちうるが、正規合格であった場合は入学を選択した可能性も否定できないため、この点について意思を確認の上、仮に入学を希望した場合は追加合格を認める必要があると思料される。

以上、結果として7名について追加合格の必要性があるとの結論と思料される。

イ 平成29年度一般選抜入試Ⅱ期

(ア) 仮定の点数による試験結果の検討

仮定の点数による場合の正規合格者数は、実際の点数による正規合格者数が37名であったところ、最低合格点に同順位の者が複数いたことから38名とした。その上で、成績の上位者から面接試験の結果等により補欠者及び不合格者となった者をのぞき、年齢、同窓、男女に差異をつけずに機械的に合格者を選定することとした。

上記方法によると、仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者となった者は9名おり、これら9名について追加合格の必要性について検討することとした。

(イ) 追加合格等の検討

仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者となった9名は、いずれも補欠者のままで繰上合格とはなっていなかった。

そこで、9名全員について追加合格の対象者となると思料される。

ウ 平成30年度一般選抜入試Ⅰ期

(ア) 仮定の点数による試験結果の検討

仮定の点数による場合の正規合格者数は、実際の点数による正規合格者数が78名であったところ、最低合格点に同順位の者が複数いたことから81名とした。その上で、成績の上位者から面接試験の結果により補欠者及び不合格者となった者をのぞき、年齢、同窓、男女に差異をつけずに機械的に合格者を選定することと

した。

上記方法によると、仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者となった者は10名おり、これら10名について追加合格の必要性について検討することとした。

(イ) 追加合格等の検討

仮定の点数では正規合格となるが、実際の点数では補欠者とされた10名のうち、結果として繰上合格したものの入学を辞退した者が8名、繰上合格しなかった者が1名、繰上合格により入学した者1名となっている。

仮定の順位では正規合格者であるにもかかわらず、実際の点数で繰上合格者となった者については、本来であれば特待生として初年度の授業料が免除されていたはずであることから、同授業料を返還する必要があると思料される。

次に、繰上合格したものの入学を辞退した8名については、既に述べたとおり、正規合格者であった場合は入学を選択した可能性も否定できないため、この点確認の上、本人が入学を希望した場合は追加合格を認める必要があると思料される。

さらに、繰上合格にならなかった1名については、追加合格の対象者となると思料される。

エ 平成30年度一般選抜入試Ⅱ期

(ア) 仮定の点数による試験結果の検討

仮定の点数による場合の正規合格者数は、実際の点数による正規合格者数が24名であったことから同じく24名とした。その上で、成績の上位者から面接試験の結果により補欠者及び不合格者となった者をのぞき、年齢、同窓、男女に差異をつけずに機械的に合格者を選定することとした。

そして、仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者とされた者は7名おり、これらの者について追加合格の必要性について検討することとした。

(イ) 追加合格の検討

仮定の点数では正規合格者となるが、実際の点数では補欠者とされた7名は、いずれも繰上合格とはなっていなかった。

そこで、7名全員について追加合格の対象者となると思料される。

(2) 同窓生子女に対する優遇措置がなされなかった場合の追加合格の検討

同窓生子女に対する優遇措置がとられなかった場合の正規合格者についても同窓子女を理由とした正規合格者を特定し、それによる追加合格への影響を検討した。結果は以下の通りである。なお、大学入試センター試験利用入試（地域別選抜）及び推薦試験については、現段階では同優遇措置がとられた形跡が確認できなかった。この点については、引き続き検証作業を続け、最終報告書にて結論を出す予定である。

ア 平成29年度一般選抜入試Ⅰ期について

(ア) 試験結果の検討

同窓子女であることを理由として、成績下位であるにもかかわらず同窓子女であることのみを理由として1名が合格していることが確認された。

(イ) 追加合格者の検討

上記のとおり、同窓子女の正規合格者のうち、成績下位の者から正規合格し試験結果に影響を与えたのは1名であり、この分の追加合格が必要である。なお、この点については、すでに「(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討」における「ア 平成29年度一般選抜入試Ⅰ期」における追加合格者数の算定、追加合格者の決定に反映済みである。

イ 平成29年度一般選抜入試Ⅱ期について

(ア) 試験結果の検討

同窓子女であることを理由として成績下位であるにもかかわらず正規合格している者が2名いた。

その他、現時点で判明している同窓子女は2名おり、正規合格1名、補欠者1名)であった。これらについては、正規合格者1名は実際の順位においても仮定の順位においても正規合格の成績を取っていることから試験結果に影響を及ぼしたとはいえず、補欠者1名についても繰上合格していないことから試験結果に影響を及ぼしていないと思料する。

(イ) 追加合格者の検討

上記のとおり、同窓子女の正規合格のうち、成績下位の者から正規合格し試験結果に影響を与えたのは2名であり、この分について追加合格が必要である。なお、この点については、すでに「(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討」における「イ 平成29年度一般選抜入試Ⅱ期」において追加合格者数の算定、追加合格者の決定に反映済みである。

ウ 平成30年度一般選抜入試Ⅰ期について

(ア) 試験結果の検討

同窓子女であることを理由として成績下位であるにもかかわらず正規合格している者は存在しなかった。

(イ) 追加合格者の検討

上記のとおり、同窓子女の正規合格のうち、成績下位の者から正規合格し試験結果に影響を与えた者はおらず、追加合格の必要性を認めない。

エ 平成30年度一般選抜入試Ⅱ期について

(ア) 試験結果の検討

同窓子女であることを理由として成績下位であるにもかかわらず正規合格している者が4名いた。

(イ) 追加合格者の検討

上記のとおり、同窓子女の正規合格のうち、成績下位の者から正規合格し試験結果に影響を与えたのは4名であり、この分について追加合格が必要である。なお、この点については、すでに「(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討」における「エ 平成30年度一般選抜入試Ⅱ期」において追加合格者数の算定、追加合格者の決定に反映済みである。

(3) その他不明確な理由による不合格者について

ア 第6の5(1)で述べた、平成30年一般選抜入試Ⅰ期の男性については、仮定の順位で正規合格の成績となったことから、上記「(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討」において正規合格として追加合格者としている。

イ 第6の5(2)で述べた平成30年一般選抜入試Ⅱ期の女性についても、上記「(1) 加点による優遇措置がとられなかった場合の合格者選定名簿の復元による検討」において正規合格として追加合格者としている。

以上、上記2名については、追加合格者として扱っており、これにより差別は解消されている。

(4) 結論

以上、当委員会としては、現段階において、平成29年度入試に関しては合計16名、平成30年度入試に関しても合計16名の追加合格の措置が必要との結論となった。

以上

別紙一覧

- 1 平成 30 年度入試結果概要（試験区分、募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、
手続者数、入学者数）
- 2 平成 29 年度入試結果概要（試験区分、募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、
手続者数、入学者数）
- 3 平成 30 年度入試繰上げ合格の内容
- 4 平成 29 年度入試繰上げ合格の内容
- 5 平成 30 年度入試結果（試験区分：選抜試験（Ⅰ期））
- 6 平成 30 年度入試結果（試験区分：地域別選抜）
- 7 平成 30 年度入試結果（試験区分：選抜試験（Ⅱ期））
- 8 平成 29 年度入試結果（試験区分：選抜試験（Ⅰ期））
- 9 平成 29 年度入試結果（試験区分：地域別選抜）
- 10 平成 29 年度入試結果（試験区分：選抜試験（Ⅱ期））

※ 別紙は全て省略